

令和8年度後期分 展示室使用者募集のお知らせ

令和8年度後期(10月～3月)の期間に、豊橋市美術博物館の展示室を使用して、美術に関する展覧会の開催を希望される方を募集します。

希望される方は、美術博物館ホームページ(あいち電子申請・届出システム)より申込みをしてください。

なお、受付期間内に美術博物館事務室へご提出いただく方法も受け付けます。

展示室の使用期間	届出書類の受付期間	抽選会
令和8年10月6日(火)から 令和9年4月4日(日)まで	令和8年4月1日(水)から 令和8年4月10日(金)まで 当館ホームページより申込み *ご持参される場合は、美術博物館の事務室へ提出してください。 (休館日を除く午前9時から午後5時まで) *初めて申込みをされる方は、別途書類が必要になりますので、事務所への提出に限ります。 *郵送等での受け付けは行いません。	令和8年4月26日(日) 午前10時(時間厳守) 会場:美術博物館 講義室

○提出にあたって

- 美術博物館の企画展等を開催している期間は、貸出対象外です。
- 複数の部屋のお申込みが可能です。**展示室の使用は、1団体(個人)1年度につき1回とさせていただきます。ただし、抽選会後に空室がある場合は、同じ年度内に使用した団体(個人)でも先着順で申し込みを受け付けます。(ホームページで随時募集を行います)
- 初めて申込みをされる方は代表者の略歴、開催予定の展覧会内容が分かる資料や過去の実績(展覧会開催実績・図録のコピー・パンフレット類・作品写真など)を、届出書類とあわせてご提出ください。
- 使用者の決定方法や看板サイズなどは、必ず「展示室使用の手引き」をご確認ください。
- その他、ご不明な点は、美術博物館へお問合せください。

○提出後は

1. 申込み状況を、抽選会前々日【4/24(金)】までに美術博物館ホームページで公開します。
(1回目の抽選が終了するまでは、希望会期および展示室の拡大・縮小など、申込み内容の変更はできません。公開された内容は、2回目以降の抽選の際の参考としてください)
2. 令和8年4月26日(日)午前10時より、美術博物館講義室にて申込者による抽選会を行い、展示室の使用者(以下、「使用者」という。)を決定します。
希望が重なる場合は抽選となります。ただし、使用者は、週ごとに希望部屋数の多い順に決定します。同数の部屋の申込みがある場合は、第3展示室、第2展示室、第1展示室の順に使用者を決定します。講義室および小会議室(控室)については、部屋数にかかわらず、希望が重なる場合は抽選となります。展示室と講義室を組み合わせた希望の場合は、別々の抽選となります。
3. 抽選の対象となった団体(個人)は、抽選会に出席してください。抽選会開始時刻に団体(個人)の方が不在の場合は、参加辞退とさせていただきます。
「1.」の時点で使用決定となった場合は、抽選会に参加する必要はありません。お申込み時のメールアドレスへ必要書類をお送りします。申込書をご持参された団体は、5/10(日)までに当館事務室で申請書類をお受け取りください。(抽選会当日もお渡しできます)
4. 抽選会には、代表者、展示室使用における責任者など、抽選について決定権のある方が出席してください。
5. 使用決定後、やむを得ない事情によりキャンセルする場合は速やかにご連絡ください。

○展示品の種類

絵画	彫塑
工芸	写真
デザイン	書道
その他教育委員会が適当と認めたもの (展示できないものもございますので、お問い合わせください)	

○使用期間

搬入～作品展示	使用期間	作品撤収～搬出
月曜日 午後1時から午後5時まで	火曜日から日曜日 午前9時から午後5時まで	日曜日(会期最終日) 午後4時(原則)から午後5時まで

○使用料

区分	単位	使用料
第1展示室	1日につき	8,800円
第2展示室	1日につき	11,830円
第3展示室	1日につき	20,630円
講義室	1日につき	8,780円
小会議室(控室)	1日につき	1,460円
パネル	1日1枚につき	180円

* パネルとは、展示室内を仕切る可動壁のことです。第2・3展示室備え付けの可動式パネルと、パーテーション型パネル(全室で使用可能)の2種類があり、料金は同額です。

* 貸出期間は、6日間(月曜日が祝日の場合、5日間)で1会期です。

* 入場料又は会費の類を徴収する場合は、上記使用料の倍額となります。

* 申請者の住所が市外の場合は、上記使用料の1.5倍の額(10円未満切捨て)となります。

○注意事項

以下の行為は禁止します。判明した場合は、展示室使用をご遠慮いただく場合があります。

- ① 複数の団体(個人)の代表者が協力し、複数名義により多重に申込みをすること。
- ② 複数の団体(個人)の代表者が協力し、一つの展覧会として申込みを行い、それぞれの展示室で別々の展覧会を開催すること。
- ③ 展示室の「また貸し」をすること。
- ④ 提出した「展示室使用希望届出書」及び「豊橋市美術博物館使用承認申請書」から、実際の展覧会名および展示内容を大幅に変更すること。

※展覧会の名称等に変更が生じる場合は、展示10日前までにご連絡ください。

豊橋市美術博物館

〒440-0801

愛知県豊橋市今橋町3番地の1(豊橋公園内)

担当:管理グループ

電話 0532-51-2882

FAX 0532-56-2123